

相次ぐ留置施設保護室内 虐待死事件に寄せて ③

田鎖麻衣子

今回は、三月号で触れた新宿警察署が留置者死亡事件を紹介する。亡くなつた不バール人のシン・アルジュン、バードウール氏（以下A氏）の妻が都と国に對して提起した国家賠償請求訴訟で、東京地裁は三月一七日、被告都に約百万円の支払を命じる判決を出した。原告弁護団が公表する判決書（社会課題の解決を目指す「公共訴訟」の支援を呼びかけるサイト「CALL」）に掲載）を読むと、様々な疑問が生じる。

すなわち、両手首（及び腰部）に「ベルト手錠」、両膝に「捕縄」（太さ直径三ミリメートル以上の適宜の長さの縄状のもの）、そして両足首には「新型捕縄」（捕縄とカバーが一体となっており、捕縄の足輪部分に両足首を入れて、両端から捕縄を引っ張り巻き付け固結びして両足首を固定する）である。その後、送検準備のため午前九時頃、両手首（手首から先が赤黒く膨張していた）、両膝の捕縄が外され、代わりに「標準手錠」（いわゆる金属手錠）が装着された。しかし、両足首の新型捕縄は結び目が固く解除できなかつた。そのため、A氏は車いすに乗せられて検察庁へ送られた。標準手錠と新型捕縄を装着した状態で取調べが開始され、午前十一時頃に片方の標準手錠が外され、救急隊員が駆け付けるも一時三四分に心停止に至った。死因は、戦具使用部位の筋肉細胞が破壊され、これから溶出した大量のカリウムが、戦具の解除により徐々に血液中に流れ出し、致死量に達したことによる、と認定された。

にも拘わらず判決は、以下のとおり戦具使用の違法性を認めなかつた。まず、戦具使用の必要性や方法等に関する判断は、被留置者や

いたこと、手首を直担当官に結び目の固さが緊縛され、手首をはめられたと、は、緊縛の不存を推認させるものとはならぬ。また、(2)は、腕輪により強く圧迫された状態でも手首をひねる動きは可能であろう。(3)新型の「可能性」に至つては、率直なところでは、率直なことは、筋肉細胞が破壊された原因についても、「戒具の使用」だとするの理解できない。判決は、(4)の「手首か手首を外そうない」とは直接影響があり、手首を膨張して死量のカリウム溶出によるほど激しい動きとは、いかなるものかとあれ、戒具使用は違法でないが、両手首どちら先の異常を認めた点で速やかに病院に搬送する義務があつた。しかし、(3)で述べるようであるが、(1)の事実は、手首をはめられたと、は、緊縛の不存を推認させるものとはならぬ。また、(2)は、腕輪により強く圧迫された状態でも手首をひねる動きは可能であろう。(3)新型の「可能性」に至つては、率直なところでは、率直なことは、筋肉細胞が破壊された原因についても、「戒具の使用」だとするの理解できない。判決は、(4)の「手首か手首を外そうない」とは直接影響があり、手首を膨張して死量のカリウム溶出によるほど激しい動きとは、いかなるものかとあれ、戒具使用は違法でないが、両手首どちら先の異常を認めた点で速やかに病院に搬送する義務があつた。

のにこれを怠つた点が「きる」と定め、これを違法だとしたのである。受けで内閣府令（施行紙幅の関係で最後に、規則）は別表で捕縄。訴訟では争点外だつ手錠の制式を定めるが、た「新型捕縄」に触れる。法二二三条一項は、ない。都是從来型の「内閣府令で定めるところにより、捕縄は手錠を使用することがで、張るが、戒具は人身へ

の危険を伴うからこそ法定され、使用方法も規制されるのである。保護室増設にみられるように、より「簡便」化する保護室収容に加え、法令に定めのないものも含め種々の戒具が使用され、それに対応する司法審査は極めて緩やかにしかなされない。これは恐ろしい事態である。（つづく）